

平成 2 1 年第 1 回臨時会

**御宿町議会会議録**

平成 2 1 年 2 月 4 日 開会

平成 2 1 年 2 月 4 日 閉会

**御 宿 町 議 会**

平成21年御宿町議会第1回臨時会会議録目次

招集告示	1
第1号(2月4日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
議席の指定について	6
会議録署名人の指名について	6
会期の決定について	6
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	7
議案第2号の上程、説明、質疑、採決	24
議案第3号の上程、説明、質疑、採決	26
閉会の宣告	35
署名議員	37

御宿町告示第3号

平成21年御宿町議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

平成21年2月2日

御宿町長 石田義廣

記

1. 期 日 平成21年2月4日

2. 場 所 御 宿 町 役 場 議 場

3. 付議事件

(1) 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 教育長の給料の特例に関する条例の制定について

(3) 平成20年度御宿町一般会計補正予算(案)第4号について

平成21年御宿町議会第1回臨時会

議事日程（第1号）

平成21年2月4日（水曜日）午後3時04分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第1号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第 4 議案第2号 教育長の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第3号 平成20年度御宿町一般会計補正予算（案）第4号について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	松崎啓二君	2番	白鳥時忠君
3番	川城達也君	4番	新井明君
5番	石井芳清君	6番	伊藤博明君
7番	小川征君	8番	中村俊六郎君
9番	式田孝夫君	10番	貝塚嘉軼君
11番	大地達夫君	12番	瀧口義雄君

欠席議員 なし

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	佐藤和己君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
教育課長	田中とよ子君	税務住民課長	岩瀬由紀夫君
建設環境課長	米本清司君	産業観光課長	藤原勇君
保健福祉課長	瀧口和廣君	会計室長	渡辺晴久君

欠席者 なし

---

事務局職員出席者

事務局長	多賀孝雄君	主事	山口ゆう子君
------	-------	----	--------

---

## 開会の宣告

**議長（新井 明君）** 皆さんこんにちは。

本日、平成21年御宿町議会第1回臨時会が招集されましたが、議員の皆様にはご多用のところ出席いただきましてご苦労様です。

本日の出席議員は12名です。よって、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたしました。

これより平成21年御宿町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

---

## 町長あいさつ

**議長（新井 明君）** 日程に先立ちまして、石田町長より諸般の報告と合わせてあいさつがあります。石田町長。

**町長（石田義廣君）** 本日ここに、平成21年御宿町議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は去る12月7日の町長選挙におきまして、多くの町民の皆さまのご支援をいただき、御宿町政を担う大役を務めさせていただくことになりました。

本年はサン・フランシスコ号漂着400周年記念事業があるなど、大事な年となります。

これまで、諸先輩方が培ってこられた町政を引き継ぐことに責任の重さを痛感するとともに、新しいまちづくりと町民の皆さまの幸せのため全力を尽くす決意をしたところでございます。

また、井上七郎前町長におかれましては、国からの地方分権の推進、社会経済情勢や地域事情が激変する中、2期8年にわたり町政の舵取りをしてこられ、多くの実績を上げられました。そのご労苦に対し改めて感謝し、敬意を表するものであります。

さて、私の今後の町政運営の基本的な考え方を述べさせていただきます。

地方分権の大きな流れを受け、地方はまさに大きな変革の時にあると考えます。このようなか、地域自治体の果たす役割は、ますます重要なものとなり、これからは、さらに町行政の真価が問われる時代になってくるものと思われま。

町活性化に向けて、産業振興や健康福祉政策の充実など、地域づくりの課題は尽きませんが、限られた財源の中で、地域資源を最大限に活用し、町民が真に望む政策を実現していくことが肝要であり、私に与えられた使命であると深く認識するものです。

町民の視点を大事にし、町民とともに政策形成していくことが、これからの地域社会を構築していく上で求められています。

財政難だからと萎縮せず、積極的な行政を目指します。そして、町民との対話をするため、「町民懇談会」や「町長室開放日」を設け、官民協働、町民主役の町づくりを目指してまいります。

当面の懸案としまして、公約いたしました、本日の議案としてお願いしておりますが、町長の給料を50%減額すること、また、これは私は公約いたしませんでしたが、同時に教育長の給料を30%減額すること、そして海岸線や街中をきれいするため、「環境浄化チーム」を発足させ、町民からボランティアを募り、常時きれいにすることで、歓待精神にあふれる観光地を目指します。

今後、町民のために、マニフェストとして挙げました事業実現に向け、鋭意努力してま

まいりますので、皆さまのご理解ご協力をお願い申し上げます。

本臨時会において審議いただきます案件は、先ほど申し上げましたが町長の給料を50%減額すること、また教育長の給料を30%減額することに関する条例制定。町長の給料に関しましては条例の改正です。そして記念碑改修経費等を計上した、平成20年度補正予算について提案するものであります。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます、冒頭の挨拶といたします。

---

#### 議席の指定について

議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第1、大地達夫君の議席の指定を行います。

今回当選された大地達夫君の議席は、御宿町議会会議規則第4条第2項の規定によって、ただいま着席の11番に指定します。

---

#### 会議録署名人の指名について

議長（新井 明君） 日程第2 会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。

5番石井芳清君、6番伊藤博明君をお願いいたします。

---

#### 会期の決定について

議長（新井 明君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の日程は、あらかじめ配布した日程により、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

**議長（新井 明君）** 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日 1 日限りとすることに決しました。

---

#### **議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決**

**議長（新井 明君）** 日程第 4 議案第 1 号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。石田町長。

**町長（石田義廣君）** 議案第 1 号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、私のマニフェストをもとに、私及び副町長について、給料の 50% を減額し、この期間を本日から平成 24 年 12 月 23 日までとするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議、ご決定くださるようお願い申し上げます。

なお、本案につきましては、1 月 30 日に開催いたしました議員報酬及び特別職給料審議会の答申を踏まえておりますので申し添えます。

**議長（新井 明君）** 氏原総務課長。

**総務課長（氏原憲二君）** 町長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。新旧対照表をお開き願います。

第 1 条中、平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 23 日を平成 21 年 2 月 4 日から平成 24 年 12 月 23 日に改め、100 分の 30 を 100 分の 50 に改めるものでございます。また、第 2 条は削るものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとなっております。

**議長（新井 明君）** これより質疑に入ります。12番瀧口義雄君。

**12番（瀧口義雄君）** 4点くらい質問させていただきます。

まず、なぜ臨時会がこの時期なのか。新井議長の方では、12月には議会がスタンバイできていると伝えてありますが、いかなる理由でここに至ったのか。

また、報酬審議会のメンバー及び会議録をお知らせください。

もう1点は、石田後援会報あるいは町政マニフェスト、御宿広報の新年号に町長報酬を50%カットしカット分は子育て支援に充てますと掲載されていますが、補正予算にも条例にも載っていませんがそれはどこにあるのか。21年度予算を査定の時期等ではあると思いますが、一般職の給与、手当て、管理職手当て、残業手当等々をどのように取り扱っていくのか。

また、特別職の報酬について今後どうしていくのか。それに関連して御宿町の定数条例に対してどういう考えなのか。もう1点は副町長の設置が今条例と一緒に町長等の部分で記載されていますが、この件はどう考えているのか。そして、選挙中も今もそうですが、大多数の町民が平成20年12月23日で本則に戻るということをご存知でない方がほとんどではないかと。井上前町長の30%カットの50%カットだと思っている人があなたの支持者でもだいましたし、今もそう思っている人が多いと。また、この3年間に新しく御宿町に来た人は、本則に戻るとかそういうことを認知していないと。それに対してどうお考えなのか、まとめて質問させていただきました。

**議長（新井 明君）** 氏原総務課長。

**総務課長（氏原憲二君）** まず、臨時議会がなぜこの時期なのかというご質問ですが、当初、事務方の方針として議案整理する中で県市町村課とも相談をさせていただいておりまし

た。今回は給料を下げるということは専決処分が可能なわけでありますが、緊急を要する案件に当たらないので議会の審議をした中で改正をしていくことが望ましいという指導をいただきました。

また、町長からも最初の提案事項であるので、正規の手続を踏んで議会に臨みたいという意向がございましたので、3月定例議会に合わせて提案を考えておりましたが、今回400周年事業としてメキシコ塔の改修に千葉県から400万円の助成をしていただけることが1月初旬に分かったわけでございます。2月初旬の県議会で補正予算が可決され次第、御宿町におきましても速やかに補正予算対応するよう県からの指示がございましたので、急遽、臨時議会に提案をさせていただくことになりました。これにあわせて町長の給料の特例に関する条例の一部改正の提出をさせていただいたものでございます。

続きまして、審議会についてですが資料として配布をさせていただきましたが、内容についてご説明をさせていただきます。委員につきましては、区長会長、商工会長、千葉銀行御宿支店長、JAのいすみ御宿支店長、元御宿小学校長、御宿郵便局長の6名で当日の出席は5名、欠席は1名御宿郵便局長でした。

審議内容としましては町長等の給料の特例に関する条例の改正についてを審議いただきました。内容につきましては、意見としましてこの削減は選挙公約とは分かるが、実際はどのような理由があるのかというご質問でした。町長は不在でしたので、私が想定できる範囲でお答えさせていただきました。財政難がベースにございますが、この財源を新規事業の財源として活用していきたいという考えだと思われましてお答えいたしました。

任期中、例えばその間に事故があった場合、この特例はどうするのかという意見につきましては選挙公約ということの中で施行期間につきましては石田町長の任期とし、万が一その

ような事態になりましたら改正をさせていただくこととなりますということでお答えをさせていただきます。

答申書につきましては、以下のとおり調整決定したということで、その内容としましては、当審議会は諮問事項改正案は妥当なものと認める。ただし、町長等の給料の特例に関する条例は、町長及び教育長が町の財政状況等を踏まえた中で期間を設け、自主的に給料の額を削減しているものであると。本来、給料については社会、経済情勢や職責などを踏まえ、当審議会などにより決定してきた経緯のある特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び御宿町教育委員会教育長の給与及び職務時間に関する条例の額が妥当であるものと考えます。以上のことから町長等の給料の特例に関する条例の施行については改正のとおり町長の現在の任期について定めるものであり、本改正条例の適用期間終了後については、改めて判断するものであると考えるという答申をいただいたところであります。

**議長（新井 明君）** 木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** ご質問の町長の報酬カットについてですが、この報酬の見直しを始めまして、行政のムダを徹底的に無くし、行政の効率的な運営に努めるという主旨と認識しております。

御宿町におきましては、少子高齢化が著しく子育て支援も重要施策の一つであることから、優先的な配分に努めるよう新年度予算編成にあたり、町長より指示をいただいているところであります。

**議長（新井 明君）** 他に質疑ありませんか。12番瀧口義雄君。

**12番（瀧口義雄君）** 今答えた中で、報酬50%分を子育て支援にまわすと、それと今の企画財政課長の答弁とは話が合わない。一般会計で福祉あるいは行政改革で浮いた分を関

連にまわすと公約で言った。あるいはおんじゅく広報で言っている「町長報酬を50%カットし、そのカット分を子育て支援に充てますと。では3月までのとりあえず補正にカット分はいくらになるかまだ答えていませんが、それがまだ載っていないではないですか。

**議長（新井 明君）** 木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** 今回の補正予算には載っておりませんが、新年度についてそれに対応するようにと指示をいただいております。

**議長（新井 明君）** 他に質疑ありませんか。12番瀧口義雄君。

**12番（瀧口義雄君）** 先ほどの質問であと3点が答弁をもらっていません。

それと、補正予算はまず載っていない。来年度予算で報酬50%カット分がいくらになるか計算していませんが、それを子育て支援にまわすような条例を作ることができるのですか。予算をカットしたものはなくなると。なくなったものをどうやって予算を組むのですか。100%もらって石田町長がどう使おうと自由ですが、予算上カットした50%分はゼロなんですよ。ゼロのものを予算に組むことはできないのです。一般会計で町長の配慮、予算配分権で載せることは可能ですが、カット分の50%を子育て支援にまわすと。後援会報、町長マニフェスト、今度はおんじゅく広報で謳っている。これは文言の遊びじゃなくて、条例の問題ですからはっきりさせなければいけない。予算上、配分するのと条例で50%分を載せておかなければいけない。その辺が違います。予算の配分とは違います。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 私がマニフェストの中で公約いたしましたのは、私の考えであります。町長に立候補したときに、報酬が出たときにこの財政難の中で自らを削って充てたいという、中でも福祉施策は重要であるという認識の中で子育て支援にまわしたいという考え

でございますので、私の考えを述べさせていただいたということでございます。

**議長（新井 明君）** 12番瀧口義雄君。

**12番（瀧口義雄君）** 報酬50%も十分に理解しております。後援会報、マニフェストは石田候補者の話で、町長になったときにおんじゅく広報で50%分を子育て支援にまわします。あるいは配分しますという話ではなくて一般会計に上乘せしますとは違うのです。「50%を子育て支援にまわします。」ということをおんじゅく広報に載せているのですよ。それは3月までの金額は少ないかもしれないけれどそれも載っていない。新年度予算に50%カット分の子育て支援策を条例として出せるのかどうか。あるいは予算案に50%はいくらになるのか。それは法律的に条例に載せることはできるのかといたら、それはなにもを予算でカットしたものは無いのです。それをできるといたらこれはなかなか今日国会でいったような話しになってしまいますから。それと、行革で給料を安くしたいというのは別段問題ないと思いますが、条例でカット分なくなったものを予算上付けられないと。それは県の総務課にも確認を取っているわけですよ。そういう条例は付けられないと。予算の配分とまったく違う話だとそれは私の考えです。もう一つは関連して来年度予算の話も聞きましたし、副町長の話も答弁がないし、特別職の報酬ですね、さっき言ったようにここへ来ている人は本則がいくらかも分からない。資料提供してくれと言っていました。教育長、町長、副町長の本来の給料がいくらなのという提示がなされていない。それは知っているのが当たり前かもしれないが、傍聴している人は、本来の町長はいくらなのか分からないと思うのです、そういう説明が抜けていると思います。その3点です。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 私の考えをマニフェストで述べさせていただきました。私がこの任

にあたりまして、お正月、新年号で町の広報において私が公約したことです、公約したことを必ず実行させていただきますということを広報において町民の皆様にお知らせしたということでございます。

**議長（新井 明君）** 氏原総務課長。

**総務課長（氏原憲二君）** 一般職の人件費について削減するのかというご質問であったかと思いますが、ご承知のように地方公務員の給与につきましては均衡の原則によりまして、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従事者の給与などを考慮して定めるとしているところでございます。

給与実態調査によりますと、御宿町職員給与はラスパイレス指数、これは国の国家公務員の給与と比較した数字であります、平成19年4月1日現在で90%という数値で県内市町村の比較でも下から3番目の低水準となっております。管理職手当などすでに削減を図ってきており、町長の考えとしましては当面の間については引下げは考えていないということでございます。また、特別職等につきまして布施学校組合管理者等、一例ですが組合の報酬等があるわけで、こういったことについてのご質問かと思いますが、地方自治法第284条による一部事務組合につきましては、当町におきましては夷隅郡市広域市町村圏事務組合、国保国吉病院事務組合、布施学校組合、夷隅郡環境衛生組合などがあります。それぞれ特別職の報酬が定められておりまして、一部事務組合につきましては事務を共同処理することを目的とした組織でございます。報酬の減額にあたりましては、組合を構成する市町との協議が必要ですので、現段階では減額等は考えておりませんということです。

次に職員定数ですが、条例定数は115名となっております。平成17年度に策定いたし

ました定員適正化計画では、平成17年4月現在の職員定数を平成22年4月には10名減の101名と10名削減する方針となっております。こうした中、平成20年4月にはすでに97名の職員数となっております。さらには20年度も早期退職者があるなど、目標値を下回る定員となってきております。急激な定員の削減は、サービス低下や職員の執務時間などにも大きな影響が出てくると考えますので、当面は定員適正化計画に沿った内容で新規採用なども考慮して参りたいということでございます。しかしながら組織機構の見直し、臨時職員の活用、指定管理者制度の導入や業務委託などの検討によりまして、人件費の削減はまだ可能と考えております。よろしくお願いいたします。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** もう一点、副町長を置くかどうかというご質問ですが、当然のことながら副町長を設置すれば給料の支出はございます。非常な財政難でございますが、一定の給料を支出することによって、より多くの何倍もの町民が幸せになり、富を産むと私が判断した時には、議会の皆様方にご相談申し上げ協議をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

**議長（新井 明君）** 木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** 議員ご質疑の本条例施行後に予算上の町長の報酬は50%後の額しか余りはないというご指摘はその通りであります。ただ、この報酬の見直しや行政改革によって捻出された財源を行政課題に充てていくという意味におきまして、町長には予算の調整権と執行権が与えられています。また新年のあいさつの中で報酬50%分を子育て支援に充てますという記述につきましては、ご質問もあり県市町村課にも照会をいたしました。予算の調整にあたって地方自治法第149条長の権限に基づき、その調整権

は長に属すると示されていますことから、これをもって不適切とは言えないとの回答をいただいております。以上です。

**議長（新井 明君）** 他にございますか。総務課長。

**総務課長（氏原憲二君）** 本則の金額ですが、参考までにお示ししたいと思います。町長の給料は76万円、副町長60万9,000円、教育長54万2,000円となっております。よろしく願いいたします。

**議長（新井 明君）** 12番瀧口義雄君。

**12番（瀧口義雄君）** 平成20年12月23日以降、本則に戻るのをよく理解していません。井上町長の30%カットの50%だと思っていた人がほとんどだと思います。そして、特別職の話をしました。それは町長の特別職で私が言ったのは町の特別職についてどう考えているのか。もう一つ、企画財政課長が答えましたが全く話が違います。カット分50%を子育て支援にまわすのと予算配分とは違うと。文言のすり違いをしちゃいけない。できないものはできないのです。50%カット分を載せるなら、来年度予算に載せてきてみてください。補正予算に計上すればいいじゃないですか。50%するのをいけないとっていない。50%カット分を子育て支援にまわしますと言っているのですから、まわしてくればいいのです。補正予算にも条例にもないじゃないですか。来年度予算に総務課長が言った報酬から全部いくらになるか分からないですが、それをそっくり50%子育て支援にまわすのですか。そういう文言なんですよ。マニフェストも後援会報も。ましてやおんじゅく広報ですよ。私は載せるなど言っているのではない。そういうことが法律上できないと言っているのです。カットしたものはないのです。無いものを予算配分とか配慮は町長にあるのは分かっています。私の言っているのは法律上、条例上、カ

ットしたものは予算案にないのです。無いものを載せるというのではなくて、文言を変えなければならぬ。私のカット分で行政改革上予算が余りますと。それを福祉に活用してもらいますと。これが正しい文言です。これ以上言い訳するのは見っとも無いから止めた方がいい。

**議長（新井 明君）** 氏原総務課長。

**総務課長（氏原憲二君）** 50%カットについて住民はベースを30%カットと認識しているので、上乘せの65%カットになるのではないかというご質問だと思います。

石田町長は平成20年12月24日からとなっております、30%削減の特例につきましては、12月23日までの期限となっております。12月24日からの石田町長の任期開始からは本則が適用されますので、本則から50%となるわけでございます。

本日、議会で議決をいただきましたら速やかに広報等へ皆様方に周知を図って参りたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、町の非常勤特別職等については、当面の間は考えていないということですのでよろしくお願いいたします。

**議長（新井 明君）** 12番瀧口義雄君。

**12番（瀧口義雄君）** 平成20年12月23日に特例がきれるということはほとんど承知していないと思います。議会や職員は分かっていると思いますが、その説明が無かった。要するに30%カットの50%だと思っているのがほとんどだと。選挙期間中も説明が無かった。新しくその期間中に転入してきた人たちは、それを認知していないわけですよ。30%カットしたものに対する50%カットだという認識がほとんどでした。私の周りの人もほとんどでした。本来、条例上はそうなると思いますが、そこに説明不足がある

のではないですか。本人をお願いします。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 今のご指摘の点については、一つの特例が切れれば本則に戻るとい  
うのは私はそのように理解し、皆様方が周知されないというご指摘はいただいております。  
よろしくお願い申し上げます。

**議長（新井 明君）** 他に質疑ございませんか。5番石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 今回、報酬等の条例の提案ですが、改正案の文面は大変簡潔です。  
前段者も幅広い立場から質疑をされておられました。私もこの問題というのは大変非常  
に深い様々な問題を含んでいる案件だと、このように理解しているものであります。

まず、最初にマニフェスト、町の広報。それではマニフェストは大変新しい制度でありま  
すし、試行錯誤と申しましょうか、定まっていないう面はあろうかと思えます。少な  
くとも協働参画においては初めての案件でもありますので、これについては町長ご自身と  
してマニフェストというものはどういうものだと理解しているのか。そして、本日ご提案  
の中で今回の提案はまさにマニフェストの実行第一段階であるというようなご説明もあっ  
たように思います。それでは、町長として報酬とはどのように理解をされているのでし  
ょうか。また、これに関しまして、一般職の給与とは一体どういうものと理解をされてい  
るのでしょうか。また、今回給与の50%カットということですが、この公約を約束  
した経緯、先ほどもおっしゃられておりましたが再度、真意をお伺いしたいと思います。

**議長（新井 明君）** 氏原総務課長

**総務課長（氏原憲二君）** 給与と報酬についてお答えをさせていただきます。

報酬は、一定の役務の対価として与えられる給付であります。地方自治法上は地方自治体

の非常勤の職員が行う勤務に対する対価として給付をされるものであります。

一方、給料につきましては地方公共団体の常勤職員にその勤務の対価として支給されるものであります。地方自治法204条では普通地方公共団体では、長などに対し給料や旅費などを支給しなければならないと定めているところであります。

よろしくお願いたします。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** まず、マニフェストということですが簡単に申し上げますと選挙公約で選挙の立候補をするときに、もしその立場になったときに町民のための町づくり、町民のためにどういう政策を実施するかということをお約束することが私はマニフェストと解しております。

そして50%云々につきましては、私の考え政策の中でやはり福祉政策の充実が第1番に挙げたいということでその中でも将来を担う子どもたちのために子育て支援に充てたいということで私の考えを述べさせていただきました。

**議長（新井 明君）** 5番石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 今回の条例提案では50%であります。すでに町民の皆様もよくご承知のことと思いますが、先の町長選挙におきましては30%の政策を掲げる候補者と50%の政策を掲げる候補者の戦いになったということだろうと思います。いわゆる特別職、先ほど細かい法律的な内容の説明も前段者の中でいただきました。確かに自分から制定することができます。またそれに対して報酬等の診断、そういうものの意見もつけることができます。それで正当性といいますか公正さを図ることができると思いますが、町長は答弁の中で福祉のために報酬をカットするというご説明をいただきました。それは前段

者でもすでに明らかになっていますし、今日この審議が終われば補正予算が提出されていて文面は配られています、50%カットされたものが予算上どうこうするかは別として、そのくらいの金額がここに出ているのですか。報酬ということの考えですが、例えば今回の条例提案も時限立法。特例での扱いということですね。この文面では任期中、いわゆる4年間という提案だと思います。特例というわけですから、何らかの事情、説明の中にも事故というものがありました、引き続き石田町政が続くというのであればこれは今後どうするのでしょうか。分かりますか。30%。50%、このままいけば4年後は50%、70%の政策の戦いになると思います。すでに全国の中では、首長の報酬がゼロという自治体があります。しかし、本当にそれでいいのでしょうか。私は率直に疑問を呈さざるをえません。やはり憲法、自治法で定められたこれまでの行政、税金を以って行う。それで町長がいて、職員がいてそれをチェックする議会がある。それは憲法、自治法で定められた。日本というのはそういう国づくりをしてきた。それに資する、保障するための仕組みを作ってきたと思うのです。それならばまず一つ今の町というのは、先ほど町長が財政上のお話をされましたが、町長の認識というのは町の財政が破綻寸前だと、極端なことを言っているわけですね。そういうご認識でこういう公約、提案をされた。そして、つきつると特別職というのは本来、無償で行うべきものということが町長のご認識なのかどうかということだと思います。もう一つ前段者の質問もありましたが、場合によっては副町長という新聞等でも報道されておりますが、本日自らご発言もありましたがそういう考えもお持ちである。今日の提案は30%50%と確かに60万と70万の両者の報酬は違いますが、少なくとも副町長100%に対する50%の支出というものを置いた場合、私は置いていけないという話をしているわけではありません。政策上の整合性について説明を受

けたいということです。一方で自分の給与をカットしてそういうものに充てたいと。現実的には無いというのが実態だと思います。さらに先に行って副町長も置く可能性があると。そうしたらなおさらお金が無いじゃありませんか。政策上の整合性がどうあるのかというのが基本的な質問の内容です。行政職や議員の経験がない方がなられるなら分かると思いますが、町長のマニフェストを我々も承知をしておりますが、町の課長もやっておりまして、先日までは私たちと一緒に議会活動もされていたわけですから、いわゆる一般町民ではなく、当然それなりに精通をされて、また公約にもそれらに関する事をお書きになっている。ですから分からないのです。どう整合性があるのか。きちんと一般町民にも分かるように説明をしていただきたいと思います。これに関しましては先ほども質問もありましたがやはり給料が下がることは本当にいいことなのでしょうか。例えば報酬を下げて、これは一般職等は町長はどういうお考えなのでしょうか。やっぱり同じようなことを求めるのでしょうか。また、仮にそういうことが無いとしてもやはり給料が上がらないんじゃないか。少なくとも下がったという中においては御宿町は小さいわけですので、役場というのは一般の収入面としては一定水準としてはあると思うのです。そういう人たちが町の中の経済、いろいろな物を買って経済が成り立つと思うんです。そういう一言によって消費マインドを下げる可能性の危険をはらんでいるのではと思うのです。それは仕事の意識は下がらないかも分かりません。一生懸命仕事をしていただいております。しかし消費マインドが下がるとなったら、経済はどんどん下がってってしまうのではないのでしょうか。そういう危険もこの問題というのは、はらんでいるのではないかと思います。どういう面において、町長自らそして今までの井上町政と今の違いを指摘しておきたいと思います。通常、任期中に報酬を下げるという時は例えば一般論ですが、事件を起こしてそれに対する

責任として下げるといふ最近でもニュースを騒がせておりますが10%15%これは分かるのです。それから自分の政策が実行できないという中で報酬を下げるというのは分かるのです。誰でも分かります。先ほど説明がありました報酬というのは労働の対価だと。簡単に言うとそういう説明がありました。そうすればこれを悪く読めば50%なんだから50%しか仕事をしなくてもいいんじゃないかというふうにもとられるんじゃないでしょうか。そういう内容をこの50%は持っているということだと私は理解しています。それについて町長自身はどういうふうを考えているのか、分かるようにご説明をいただきたいと思っております。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 先ほども申し上げましたが、現時点においてあるいはこれからさらに財政多難ということが予想されますので、私の考えとして50%ということを示唆させていただいたと。そして子育て支援については私の考えでして、これからその減額された分をいろいろな政策、予算上の中に入れて実現していく。特別職はゼロでいいんじゃないか云々については、私はそういうふうには考えておりません。そして一般職員の給料については現時点では減額する考えはございません。以上です。

**議長（新井 明君）** 5番石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 先ほど前段者の答弁でおっしゃられていましたが、副町長をおくときにはその何倍もの一言で言う行政効果、働いてもらうとおっしゃられていました。私はそれが本来、町長の仕事だと思うのです。例えば町長、我々も同じく町民の皆様から税金をいただいております。それが担保じゃないですか。憲法や自治法をやる責務、対価として与えられるものですよ。それが報酬ですよ。そういう説明があったわけですから。

それ以上の仕事をする、そのために副町長をおくわけでしょ。そうしたらあなた自身もそういう立場で働くべきではないでしょうか。この公約、マニフェストを見ましても財源論、読み上げさせていただきますが、町長報酬を50%カットし、町長専用車を廃止。報酬カット分は子育て支援に充てます。財源確保対策として役場内に定住化促進チームを設置し、定住化を進める。税収を確保します。財政状況や使い道の分かりやすい予算書を皆様にお届けいたします。これが財源論なんですよね。私、やはり町長が必要なことは自治法に則って町民の命、財産を守る。そのサービスを行うというのは大切な仕事だと思いますが、町長ご自身が儉約にまた様々なところへ行って予算を獲得してくる。そのためのお金じゃないでしょうか。今日、車の話は出ていませんがそのための車じゃないでしょうか。そういう仕組みをこれまで日本というのは一つ一つ作ってきたと思うのです。否定しないといいますが、これらを先ほどの私の質問に答えておりませんが今後、本則に戻すという条件はということなののでしょうか。そういうことがあるのですかないのですか。それについてご答弁をお願いします。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 私は給料を50%にしたから仕事を半分しかしないということは言っておりません。より一層、町のために尽くしたいと考えております。本則通りいただいても50%減額いたしましても、同じ気持ちあるいは、それ以上に務めさせていただきたいと考えております。

**議長（新井 明君）** 傍聴人に願います。静粛にお願いいたします。

**議長（新井 明君）** 5番石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 私の質問に答えてないと思いますが、これを本則に戻すことはある

のですかないのですか。その条件があるとすればどういうことなのかということをお聞きしたのです。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 私自身は任期中は50%という考えで行なわせていただきたいと思います。

**議長（新井 明君）** 他にございませんか。10番貝塚嘉軼君。

**10番（貝塚嘉軼君）** 一つお聞きします。この50%カット、残りの50%は子育て支援、福祉支援にまわすということで公約された。私は何で50%なんだろうかと。50%しないと子育て支援ができないのか。あるいは福祉政策が充実できないのか。私は10%でも20%でもやろうと思えばできるんじゃないかと。あるいはカットしなくても本則に基づいてきちんと仕事をしているのですから、当たり前だというふうに認識しております。どうして50%カットしなければ政策が実現できないのかと。その辺をお聞きしたいと思います。要するに私の考えるのには、報酬をカットしたから、あるいは議員の定数を減らしたから、そういう職責に対する報酬を無くしたから、これにまわせるのだということは私は二の次だと思います。どうしたら自分の職務をまっとうして、石田町長がおっしゃるように住民が安心して豊かに暮らせるかと。それは財源だけじゃないと思いますよ。その辺を今後の石田町長の政策の中、またこれから新年度予算の中に盛り込まれてくると思いますが、どうして50%じゃなければいけなかったのかということをお聞きしたいと思います。お答えください。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 何度も申し上げまして、重複いたしますが、財政多難な折ですので

50%。これは私の考えです。これ以上言うことはできません。

**議長（新井 明君）** 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

**議長（新井 明君）** 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

ただ今より10分間の休憩に入ります。 （午後3時59分）

---

**議長（新井 明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。 （午後4時11分）

---

### 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

**議長（新井 明君）** 日程第5 議案第2号 教育長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。石田町長。

**町長（石田義廣君）** ただ今議題となりました、議案第2号教育長の給料の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます

本案は、教育長の給料につきまして、町の財政状況、後年度の行政需要を勘案し、給料の30%を減額することとし、この期間を本日から平成23年3月31日までとするものがあります。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議、ご決定くださるようお願い申し上げます。

なお、本案につきましては、1月30日に開催いたしました議員報酬及び特別職給料審議会の答申を踏まえておりますので申し添えます。

**議長（新井 明君）** 氏原総務課長。

**総務課長（氏原憲二君）** それでは議案第2号教育長の給料の特例に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

冒頭にも申し上げましたように町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の中に第2条ということで給料の特例を定めてございましたが、今回、この条例を分けて新たに制定をさせていただくものでございます。それでは条文を読み上げさせていただきます。

教育長の給料の特例に関する条例を次のように制定する。教育長の給料の特例第1条。教育長の平成21年2月4日から平成23年3月31日まで間における給料の月額、御宿町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例平成3年御宿町条例第9号第2条の規定にかかわらず、同条の規定による給料の月額からその100分の30に相当する額を減じた額とする。附則としましてこの条例は公布の日から施行するものであります。よろしく願い申し上げます。

**議長（新井 明君）** これより質疑に入ります。5番石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 一般的に町民の皆様は三役という言葉で言われておりますし、我々もそのように思っているわけですが、この際ですので教育長というのはどういう職であるのかご説明をいただきたいと思います。

**議長（新井 明君）** 氏原総務課長。

**総務課長（氏原憲二君）** 教育長というのは複雑な身分にありまして、教育委員としまし

ては非常勤の特別職であります。教育長としましては常勤の一般職という法律上では位置付けをされております。

**議長（新井 明君）** 5番石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 具体的には三役という一くくりの言葉はありますが、現実的には別の権限が与えられている。そして大事なのは教育長は服務規律が適用されているという理解でよろしいですか。その確認をお願いします。

**議長（新井 明君）** 氏原総務課長。

**総務課長（氏原憲二君）** 教育長の職につきましては、その職の性格及び責任のあり方から常時勤務を要する職として考えられておりまして、この法律関係につきましては地方公務員法第3条また地方自治法第204条、教育公務員特例法第21条ということで規定をされておるところでございます。議員のご指摘のとおりだと思います。

**議長（新井 明君）** 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

**議長（新井 明君）** 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。

---

### 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

**議長（新井 明君）** 日程第6議案第3号平成20年度御宿町一般会計補正予算第4号に

ついてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。石田町長。

**町長(石田義廣君)** ただ今議題となりました議案第3号平成20年度御宿町一般会計補正予算案第4号について提案理由を申し上げます。

今回、お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに740万円を追加し、補正後の予算総額を28億1,620万円とするものです。

内容につきましては、先に議決いただきました「町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例」に基づき、特別職の給料等において所要の調整を行なうほか、日西墨交通発祥記念碑の改修経費等について、補正を行なっております。

補正財源につきましては、記念碑改修に係る県補助金のほか、平成19年度からの純繰越金340万円を充て、収支の均衡を図りました。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますのでよろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

**議長(新井 明君)** 木原企画財政課長。

**企画財政課長(木原政吉君)** それでは議案第3号平成20年度御宿町一般会計補正予算案第4号についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが歳入歳出それぞれ740万円を追加し、補正後の予算総額を28億1,620万円と定めるものでございます。

補正の主な内容ですが、特別職の給料等において所定の調整を行なうほか、日西墨交通発祥記念碑の改修経費や消防団第2分団詰所の屋上防水対策等、緊急度の高いものについて補正を行ないました。補正財源といたしましては、記念碑改修に係る県補助金のほか、平成19年度からの純繰越金340万円を充て、収支の均衡を図りました。

それでは補正予算の各費目にわたる詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。6ページをお開きください。

初めに、歳入予算ですが、15款県支出金、2項県補助金、7目商工費県補助金で400万円。日西墨交通発祥記念碑の改修に係るものであり、年度当初より県への協力要請を行ってきましたが、この度、県の補正予算にて措置されたことから、新規に計上するものです。補助内容は県の単独補助であり、補助率は事業費の1/2以内となっております。

次に、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、平成19年度からの純繰越金で、340万円を追加し、収支の均衡を図りました。

以上、歳入予算として合計740万円を追加補正しております。

続いて、7ページ、歳出予算についてご説明させていただきます。

2款総務費ですが、1項総務管理費、1目一般管理費については、町長人件費に係る調整であり、条例に基づき2節給料で2万2千円、4節共済費で1万2千円とそれぞれ所要の調整を行うものです。

次に、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、3目観光費ですが、歳入予算同様、日西墨交通発祥記念碑の改修に係るものです。サン・フランシスコ号漂着400周年記念に併せ、企画実行委員会等の提案を踏まえた上で、当初予算にて塔の塗裝修繕経費を計上しておりましたが、石張りの劣化が著しく、史実を広く、そして永く後世に伝承する観点からも、自然石によって建立当時に近い状態へと復元しようとするもので、当初、予定しておりました塗裝修繕費について、11節需用費を241万5,000円減額し、自然石による復元に必要な工事請負費並びに設計委託料について、それぞれ所要額の追加補正をお願いするものです。なお、財源につきましては、歳入予算にてご説明しましたとおり、

その1 / 2が県補助金にて措置されます。

続いて、8款消防費、1項消防費ですが、2目非常備消防費は、日本消防協会より、防災広報車両の交付決定を受けたことから、登録等に係る諸費用について、12節役務費で9万2,000円、27節公課費で5万7,000円をそれぞれ追加補正するものです。車両交付については、全国で77台が交付され、千葉県では御宿町消防団及び勝浦市消防団の2団体となっております。車種につきましてはスバルのレガシー、納車は2月末を予定しております。

3目消防施設費につきましては、11節需用費で135万円の追加。第2分団詰所が老朽化により雨漏りがひどく、漏電による二次的な災害も危惧されることから、屋上防水対策及び漏電改修を行うものです。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、総務費同様、教育長人件費に係る調整であり、条例に基づき2節給料で22万2,000円、4節共済費で5万5,000円とそれぞれ所要の調整を行うものです。

以上、歳出予算総額740万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を28億1,620万円とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**議長(新井 明君)** 傍聴人に申し上げます。携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。

ただ今より質疑に入ります。12番瀧口義雄君。

**12番(瀧口義雄君)** 7ページの消防施設費ですが、消防小屋が漏電して火事になったらお笑いですが、統廃合の話が進んでおります。私も委員として入っていましたが、

今後どういう形で統廃合していくのかという中で、2分団も統廃合の一役を担っていると思いますが、そういう中でそんなに遠くない時期だと思いますが、火事ができれば消防署に笑われますが、135万円使うという中で新町に限ってではないですが統廃合をどういう形で進めていくのか。この六軒町と新町の統廃合が進んでいるという中で135万をどのくらい使うのか。費用対効果もありますが、火事が出たらみっともないですが時期的に迫っているのではないかと。もう一つは消防団の話ですが、統廃合が進んでいく中で大体5つぐらいになるということは承知していますが、それだけの話ではなくて応援施設、後援会が各区でもだいぶ手厚くやっておりますが、そうした場合、地区が違ってきますからそういう意味で費用負担も違っているという各区の事情もありますが、本部も含めて6つを町全体で支えていくような方法も取っていかなければ今後、働いている人が活動していると。ボランティア、NPOではなくてボランティアの最前線をいっている形ですから、それはなかなか町民には話しづらいことではあると思いますが、統合の時に一緒に話していかなければまとまらないのではないのでしょうか。また、出している人と出していない人がマンションを含めてありますから、そういう意味で統合と一緒に後援会組織の再編成をやっていかないと町全体で支える形を持っていかないと、本部も含めて応分の費用負担をしていかなければならないのではないかと。それにつけても135万円を使ってどのくらいまで使うのか。または避難的なものはできないのか。10年、5年と使うならいいのですが、今日明日だったらなかなか難しいのではないのでしょうか。

**議長（新井 明君）** 氏原総務課長。

**総務課長（氏原憲二君）** ただ今ご質問のありました新町の分団庫につきましては、昭和46年に建築ということでございまして、コンクリートブロック作りという非常に軟弱

な作りになっています。歳末夜警の中で電気が消えておかしいということで点検をして2階に上がってみたら屋根が抜けていたという状況です。現在、雨が降ると2階の畳に雨が降り注ぐという状況ですので、緊急的に雨漏りの改修をしなければならなりません。

そして、ご質問にありましたように分団統合で現在8分団あるものを5分団に統合していかうと昨年から協議を進めております。目標としましては来年の3月を目標としておりますが、概ね調停項目と申し上げますか、ただ今ご質問にありましたように公費で消防費を負担するもの、それ以外については住民また区の方からご負担をいただいております。そういったものを協議項目に入れて、現在検討を進めております。そういうことで緊急避難的にどうしても必要な経費でございますのでよろしくお願い申し上げます。

どのくらいまで使うのかというご質問ですが、まずは分団統合をして来年度以降、平行して施設のあり方、例えば消防自動車は15年を超える車両が増えてきております。それについても計画的に整備をしていかななくてはならないということで、町では総合的に優先順位を決めて整備計画なども併せて進めていきたいということで考えております。

**議長（新井 明君）** 質疑ございませんか。5番石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 一般会計の補正予算ですが、今、分団庫の話が出ておりましたので関連で質問いたしますが、分団統合ということで団の数が減ったとしても施設は残ると思うのです。さまざまな老朽施設の維持管理もどうするのかということも大変大事な問題でありますし、これも一定の方向性も出ていたと思いますが、例えば布施の旧10分団、これも安全性を配慮しながら一定の再利用を当面の間やっているという事例もあるうかと思えます。そういう面では二つが一つになるから一つの方をまだどちらに決まるかわからない中で修繕をかけて無駄になるのではないかとというよりもやはり次の再利用も含めてど

うあるべきなのかということの中で緊急的に今回の補正をするのかしないのかということころまでの説明があって然るべきなのかと思いますので、これについて一定の方針がありましたら説明をいただきたいと思います。

次に同消防費の中ですが、レガシーは普通自動車だと思いますが一台寄贈されるという説明をいただきましたが、そうしますと昨年12月に軽消防車が本町は寄贈を受けたと思いますが、これは一般的にどこでも近隣含めて寄贈いただいている案件のなのですか。また、町長は先ほどのマニフェストの中で町長専用車を廃止するというお話を表明されておりましたが、公用車としては何台になるのか。年度中の増減というのはどのように考えておるのか。すでに時期が時期ですので来年度予算について最終調整がされてまだ確定はされていないと思いますが、今後どのように増減していくのかということも大事な問題があると思うのです。これがどのように活用されるのかということと、車の増減について説明をうけたいと思います。

次に商工費ですが、これまでの頑張る地方応援プログラムの財源充当だったと思います。それを減額補正をして新たに組み込んで、いわゆる自然石において当初建てたものと同じように復帰させたいと。それでどうこうはないのですが、そうしますと予算説明の中においては、国県の支出金と謳われておりますが、これはどういう性質の予算、原資なのでしょう。

もう一点ですが、一般管理費特別職給料2万2,000円、教育費として教育長給料2万2,000円という補正ですが、確かに当初予算があって補正予算があって最終的には3月補正予算で調整をされて、出納閉鎖があって決算があると。決算を見ないとどういふ推移になるのか分からないのですが、先ほども質疑もありましたが町長のお考えだから

ということでしたが、それでは先ほどの条例の中で謳われたものはいくらになるのか。また、先ほど条例変更では質疑はいたしませんでしたが、教育長も引き続き3割カットということになったわけでありあますが、町長は町長の中で先ほど私が確認したのは全く違う部局だと確認しました。そうしたら教育長のカット分は当然教育費にまわすべきだと私は理解するものであります。あるないの話は別にして性質として町長としてどのようにお考えなのか説明を求めたいと思います。

**議長（新井 明君）** 氏原総務課長。

**総務課長（氏原憲二君）** 消防分団庫のお話ですが、分団統合の検討の中で当分の間は既存の施設を使っていくということがございますので、当分の間は現在の施設を修繕しながら使っていかなるを得ない状況でございます。将来的には両方の分団、例えば実谷上布施の両者協議の中でどういう使い方をしていくのか今協議を進めておりまして、車両はそれぞれの分団庫に入っておりますのでその車両はそのまま使って、ただし会議等については両方の分団詰所を使い回して運用していくというような話は聞いております。今回ただけの車については、財団法人日本消防協会という財団がございまして総務省消防庁所管の財団法人でございます。この協会が行なう消防団員福祉共済制度は福祉共済、火災共済、互助年金の還元事業として共済事業の推進に積極的に対応し加入率が特に高いこと、またその他の共済事業に功績があると認められた全国の消防団、消防団本部に寄贈され、毎年約70台が交付されていると聞いております。御宿町消防団では、共済事業の加入促進等に尽力しており、また消防団と自主防災会組織が連携した防災訓練などを頻繁に行なっていると言うような功績が認められて今回いただけることになりました。前回12月議会で補正をさせていただきました小型消防ポンプ車につきましては、日本損害補償協会が

ら寄贈になったわけですが、これも同様に消防団の実績によって寄贈いただいたということでございます。よろしく願い申し上げます。

そして、公用車の関係ですが町長のマニフェストにおいて町長車については廃止するというので、現在の運用として参考としてご説明させていただきます。議長車がかなり古いものですから、議長車としてお使いをいただき、議長車の車検がまだ残っておりますので車検があるうちは県外への出張やお客様がいらっしゃったときに活用させていただきたいということで運用を考えております。また総数については今手元に資料がございませんが、総数について増減はございません。今回のレガシー、小型消防ポンプ車については当面の間、総務課で管理するということになっていきますので、2台は増えることとなります。

**議長（新井 明君）** 木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** 記念塔の改修について県原資ですが、以前の全員協議会でご説明いたしました。昨年の夏以降、前井上町長から知事の方へ直接陳情を重ねまして今回に至ったわけでございます。その経過は昭和3年に初めてメキシコ等塔が建立したとき、またロペス大統領が来たときにそれぞれ県から補助をいただいた経過がございます。それを踏まえて今回400周年ということで直接知事に陳情したところ。県の方でも予算補助制度が無くてなかなか苦慮したそうですが、要綱を定めて特別に交付されたと聞いております。

**議長（新井 明君）** 質疑ございませんか。

**町長（石田義廣君）** 先ほどのご質問に教育長の給料の減額分をどのように活用するかというご質問ですが、教育費も含めて一般財源として活用させていただきたいと考えております。

**議長（新井 明君）** 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

**議長（新井 明君）** 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### 閉会の宣言

**議長（新井 明君）** 以上で今臨時会の日程はすべて終了いたしました。

ここで石田町長よりあいさつがあります。石田町長。

**町長（石田義廣君）** 平成21年第1回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の臨時会は、冒頭申し上げました3議案についてご審議いただきましたが、議員の皆様方のご理解によりましてご承認、ご決定いただきまして閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

なお、今後も、町民のためのマニフェストを実施してまいります。

新しい一年がスタートいたしました。議員の皆様方には、今後も住民の代表として、御宿町の発展と住民福祉の増進のため、なお一層のご指導・ご協力のほど、お願い申し上げます。

寒さも一段と厳しさをます時節となってまいりましたので、議員の皆様がたにおかれま

しては、健康には十分ご留意され、この一年ますますご活躍されますようお祈り申し上げ、  
閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（新井 明君）** 以上で平成21年御宿町議会第1回臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ご苦労様でした。

閉会時刻 午後4時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年 4月16日

議 長                    新 井                    明

署名議員                石 井                    芳 清

署名議員                伊 藤                    博 明